

会議名称	障害者差別解消条例見直しWG
開催日時	令和3年6月23日（水）17:00～18:45
開催場所	本町暫定庁舎 第一会議室
出席者等	加瀬会長、吉岡副会長、石塚委員、幡野委員、小幡委員、田中委員 事務局：自立生活支援課長、障害福祉係長、相談支援係長 障害者福祉センター（勝見、五味渕）
会議結果	<p>議論のステップ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の定義、差別の定義が根本的問題 (2) 合理的配慮の義務化の確認 (3) 他市との整合：先導性の問題、小金井市の独自性 → 小金井市の現状をどう評価するかに関係する (4) 形式的なところは最終的に行う <p>畑委員、佐藤委員の意見に対する事務局の整理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援について 第2条で定義したほうがよいのでは 相談に特定するより日常生活における場面を想定して規定したほうがよいのではないか → 第8条「合理的配慮」に盛り込めないか (2) 医療的ケアについて 「保育」「教育」「療育」との並列には違和感 他市条例では「医療」「リハビリテーション」を例示しているものがある (3) 第11条の主語を「市及び教育委員会」とすることについて 制定の時点で、教育委員会から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触するのではないか」との意見があった → 第10条「相互理解の促進」に第2項を設けて「市と教育委員会の連携」を規定するのはどうか (4) 第11条第2項 <ol style="list-style-type: none"> ① 「関係職員に・・・」を削除することについて 現行条例から削除すると研修の充実が必要ないという議論になりかねないことから難しいと考えている 「必要な措置を講ずる」という文言がすでに規定されていることから、このままでよいのでは

議論の柱（枠組み）について

(1) 障害の定義の問題

- ・ 拾えていない人がいないかどうかという問題
- ・ 明示できるものはできるだけ明示したほうがよいということ
- ・ 明示できない部分についても逐条解説の中で拾っていくこと

(2) 差別の定義の問題

- ・ 他市の条例を見ると、単に「差別」ではなく「障がいを理由とする差別」と定義している市もいくつかある。
市条例は「合理的な配慮をしないこと」としているが、他市においては、それにより「権利を侵害すること」までうたっている事例もある
- ・ 不当な差別的取扱いと合理的配慮をしないことを「差別」と定義するというスタンスの条例と、「差別」は不当な差別的取扱いとした上で、合理的配慮はそこに含めないというスタンスの条例がある
- ・ 先ほど間接差別、関連差別を含めるべきとしたのは、不当な差別的取扱いの中に入れるべきという趣旨
→ 日野市の条例では、「障がいを理由とする差別」を「不当な差別的取扱い」を行うこと及び「合理的配慮」を提供しないことと定義しており、「不当な差別的取扱い」の定義の中で関連差別と間接差別（効果の有るもの）をうたっている
- ・ 「差別」の定義についての議論が、「差別」の中に「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の両方を含む形で論を立てるのか、「不当な差別的取扱い」の定義についての議論なのかを明確に整理した上で議論する必要がある

(3) 教育の問題

- ・ 制定時の議論として、差別というものを生んでしまう心というのを、教育というものを使いながら、しっかりと小さい時から学んでいく必要があるのではないかということが議論の前段にあって、このような作りになったと思う
- ・ 第10条で相互理解の促進があり、それを受けて第11条で教育に踏み込んだという理解でいいのか、別の道理で並んでいると考えるべきなのか
- ・ 相互理解の促進というのは、福祉だけではなくて、地域共生社会を作っていく小金井市の根本的な理念があって、その上で教育のところにつながっていく、特に教育について明確にうたうというところに小金井市の特徴があるというふうにとらえてもいいと思う

議論の進め方について

- (1) 論点ごとの優先順位を決めたほうがいい
- (2) 今回の改正でこれは見直さなければいけないと思うところは、合理的配慮の義務化。それ以外のところは、議論を始めると深い議論にもなり得るし、定義として拾おうとすると終わらない部分などもある。
- (3) 少しずつ見直すということであれば、議論した跡を残して、逐条解説を充実させるということでも対応することもできる

次回以降の進め方について

- (1) 合理的配慮の義務化については最優先ということで、第2回で決めてしまう
- (2) 障害の定義については、できるだけ明記したほうがいいのかということで、第2回で他市を参考にして決めてしまう
- (3) 第2回でそれ以外の論点（教育の問題、相談体制等）を少し議論し、第3回目はできるところまで整理して終わりにする
- (4) 整理したものを障害者団体にヒアリングをして、パブリックコメントにかける

今回のまとめ

- (1) 今回のとりまとめをベースに第2回で優先順位の高いものを決めてしまう
- (2) 都条例及び他市条例に比して明らかに不足しているものについては事務局で整理し、第2回で決めてしまう
- (3) その上で、教育の問題その他の論点について議論して第2回のとりまとめを行う
- (4) それをもとに第3回目のできるところまで議論して改正案をまとめる

— 以上で終了 —